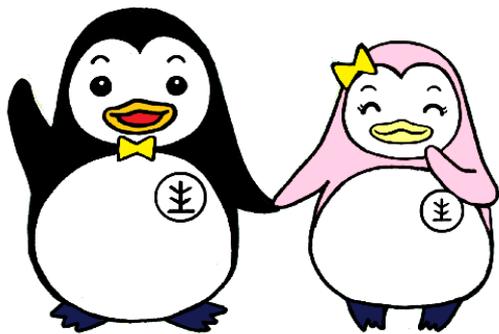


刑事司法に係る関係機関の役割と実際 「更生保護」



更生保護マスコットキャラクター

ホゴちゃん

サラちゃん

法務省保護局観察課 補佐官 酒谷 徳二

更生保護とは

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくこととなりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「**更生保護**」といいます。



更生保護の成り立ち

近代の更生保護の源流は、「静岡県出獄人保護会社」(1888(明治21)年設立)にあります。生涯を通じ公益に尽くした実業家の金原明善と、静岡監獄の副典獄であった川村矯一郎らにより設立されました。

釈放者の宿泊保護や就職斡旋を行うとともに、県全域に1,700人の保護委員を配置して保護に当たらせたとされ、更生保護施設と保護司制度の先駆けになったと言われています。

我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ、発展してきました。民間篤志家の熱意は、今も保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。

更生保護に関する組織

法務大臣

法務省保護局

更生保護に関する企画立案などを行っている。

中央更生保護審査会

法務省に置かれる審議会等機関。委員長及び4名の委員による合議制の機関で、個別恩赦の審査等を行っている。

保護司選考会

各保護観察所に設置され、保護司の委嘱などに関する意見を述べる。

地方更生保護委員会

高等裁判所の管轄区域ごとに設置される地方支分部局。主として仮釈放等の事務を行っている。

保護観察所

地方裁判所の所在地に設置される地方支分部局。更生保護の第一線の実施機関。

更生保護の組織理念

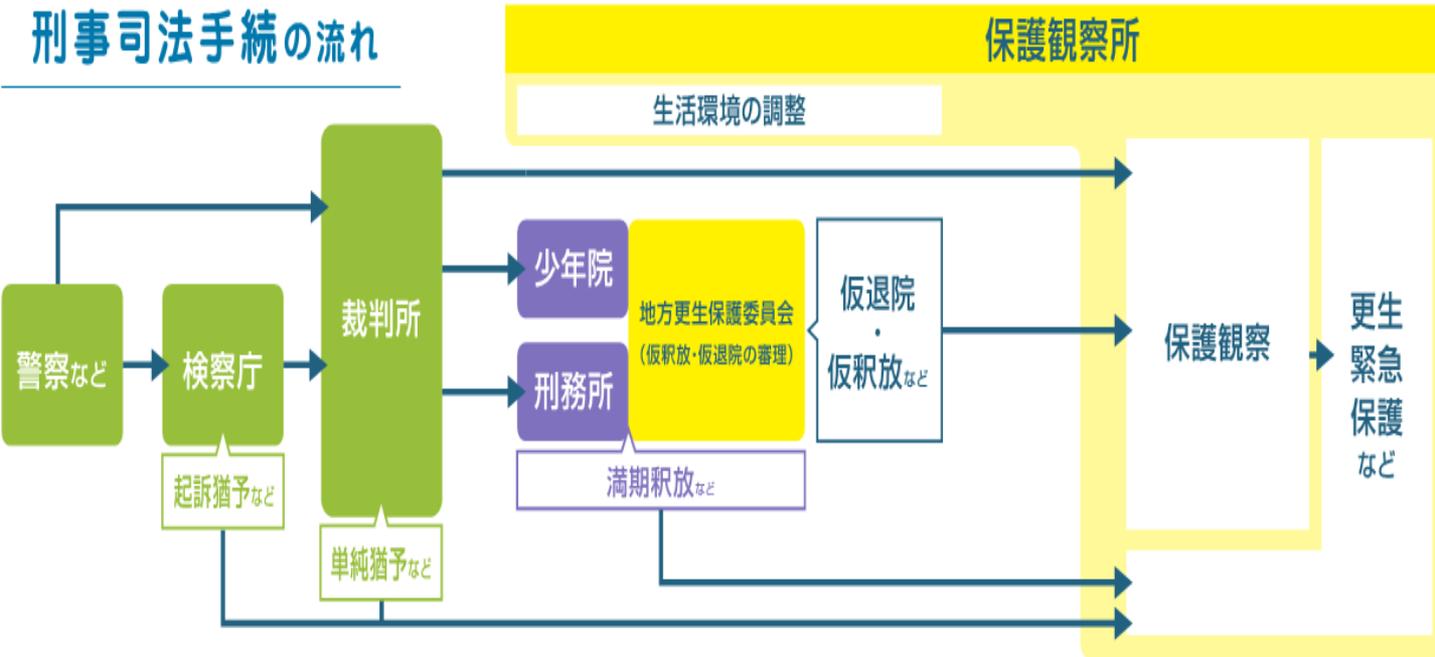
更生保護の組織理念

使命

私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安心・安全な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

刑事司法手続の流れ

刑事司法手続の流れ



point

切れ目のない指導・支援

刑事司法手続の終了後も相談に応じたり、必要な情報の提供、助言、調整などの援助を行います。再犯・再非行に至らないよう地域支援ネットワークの構築・充実を図るなど、「息の長い」社会復帰支援に取り組んでいます。

地方更生保護委員会・保護観察所の主な業務

シームレスに社会につなぐ

改善更生・社会復帰を促す「仮釈放・仮退院」

刑務所や少年院に収容されている人を仮に釈放・退院させる制度があります。

仮釈放などの期間中は保護観察の対象となります。保護観察により、必要な指導を行うとともに、住居や仕事を確保することなどを支援し、円滑な社会復帰を促しています。

再犯を防ぐ環境を整える「生活環境の調整」

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の居住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

再犯を防ぐために保護を行う「更生緊急保護」

刑務所から満期釈放された人などが生活に困窮し、再犯に至ることがないように、保護観察所では、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導などを行っています。

保護観察所の主な業務

社会内で立ち直りを支える

健全な社会の一員へと導く「保護観察」

生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行っています。
保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施しています。

保護観察処分少年

(家庭裁判所で保護観察に付された少年)

原則として**20歳まで***

少年院仮退院者

(少年院からの仮退院を許された少年)

原則として**20歳まで***

仮釈放者

(刑事施設からの仮釈放を許された人)

残刑期間

保護観察付執行猶予者

(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)

執行猶予の期間

※処分時18歳・19歳の少年は特定少年と呼ばれ、6月の保護観察、2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の保護処分に付されます。

指導監督

- 保護観察を受けている人の行状を把握して遵守事項を守るよう必要な指示を行う
- 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的プログラムを実施する など

補導援護

- 適切な住居や医療・療養・職業補導・就職・教養訓練を助ける
- 生活環境の改善を行う など

保護観察所の主な業務

更生保護における犯罪被害にあわれた方々のための制度



被害者の方の秘密は厳重に守られます。

保護観察官・保護司

保護観察官



更生保護の専門家です。

地方更生保護委員会・保護観察所に配置され、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整のほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事しています。

心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき、再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行っています。

保護司



主な職務は、

- ・保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること
- ・刑務所などに入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること
- ・犯罪予防活動

などがあり、現在全国で約4万7,000人が活動しています。

矯正施設入所中の者に対する生活環境の調整のイメージ

① 帰住先の希望等を
本人から調査



刑務所・少年院

② 連絡



④ 調整結果や帰住
の可否等を通知



保護観察所

本人が希望したところが
釈放後の生活の場として
ふさわしいかどうかなど
の観点から、調査・調整
を行います。



③ 自宅等の場合は
担当者が引受人等を
訪問し、帰住の可否
等を調査、調整

「帰住可」の場合、そ
の後も定期的に訪問

帰住予定地

(自宅等)



(更生保護施設・
自立準備ホーム)

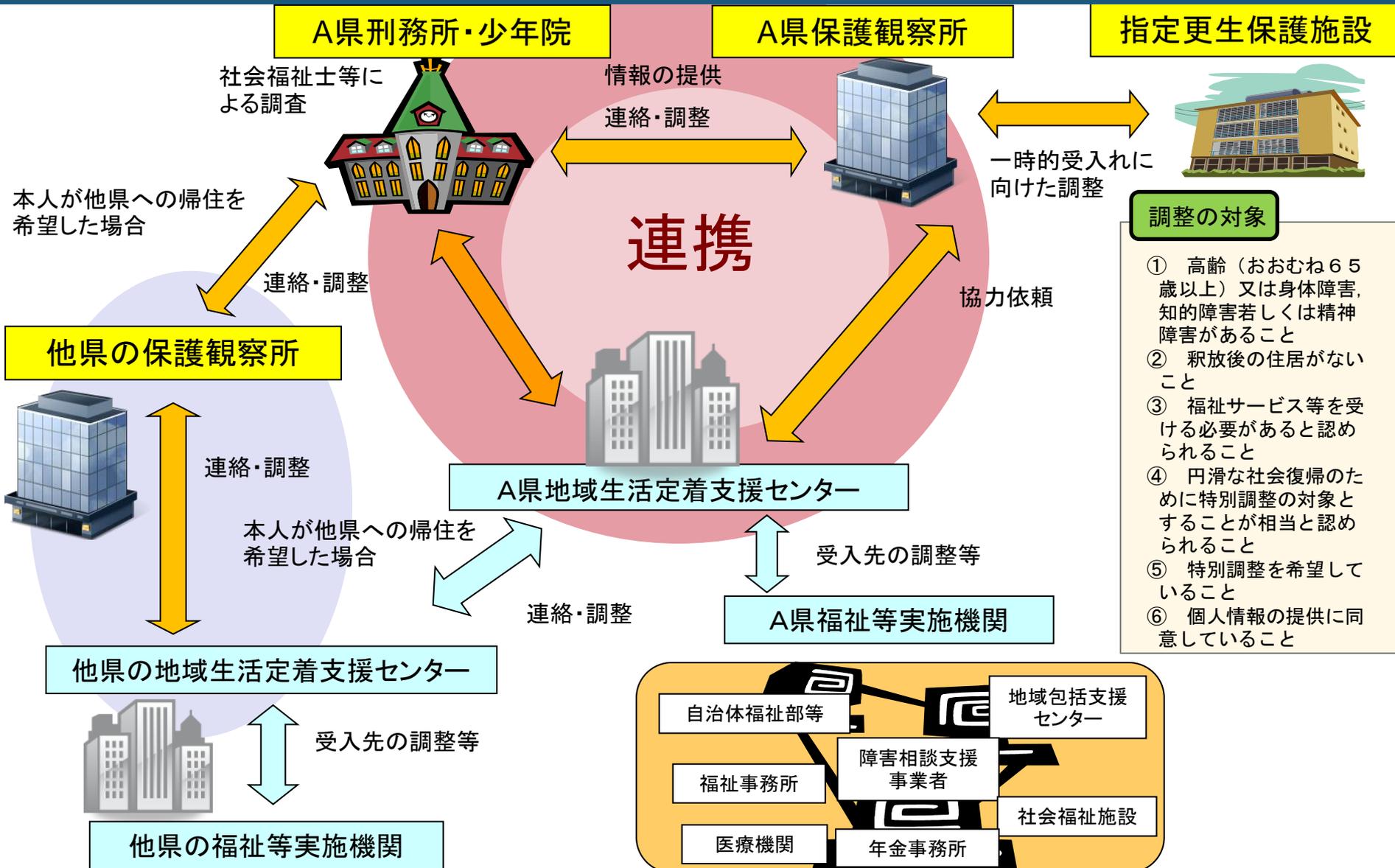


帰住不可の場合は、本人
の希望を踏まえて、別の
帰住予定地の調整を行う

矯正施設入所中の者に対する 生活環境の調整の一つとしての特別調整

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげるもので、生活環境の調整の一つ

生活環境の調整の一つとしての特別調整のイメージ



一般調整とは

特別調整対象者以外の生活環境調整対象者（釈放後の適当な住居がある者）に対する福祉サービス等に係る調整

勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等

- 「更生緊急保護の重点実施等」を法定化等したもの
 - ※ 「更生緊急保護の重点実施等」とは、起訴猶予者等について、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携し、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を内容とするもの。
- 保護観察所から定着センターへの協力依頼
 - 保護観察所は、①高齢又は障害により自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要と認められ、②福祉サービス等の調整に必要な範囲で個人情報提供の同意がある場合には、自庁に対応する定着センターに協議等の上、支援協力等依頼書及び事前相談表の写しを送付するなどして、釈放前の福祉サービスの調整等について協力依頼を行うことができる。

勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等

○ 他の保護観察所管内への帰住を希望する場合の対応

所在地の保護観察所は、帰住希望地の保護観察所と協議の上、必要と認める場合は、所在地の保護観察所に対応する定着センターに対し、帰住希望地に対応する定着センターとの支援実施に係る調整を依頼する。

○ 更生緊急保護における定着センターへの協力依頼

保護観察所は、①高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要であり、定着センターと連携した支援を行うことが適当と認められ、②本人が定着センターと連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲で個人情報提供に同意している場合には、同意書を徴し、定着センターに対し、支援対象者個人票や同意書を添付の上、必要な福祉サービス受給のための調整や受給後の継続的な支援等に係る支援協力等依頼書を送付する。

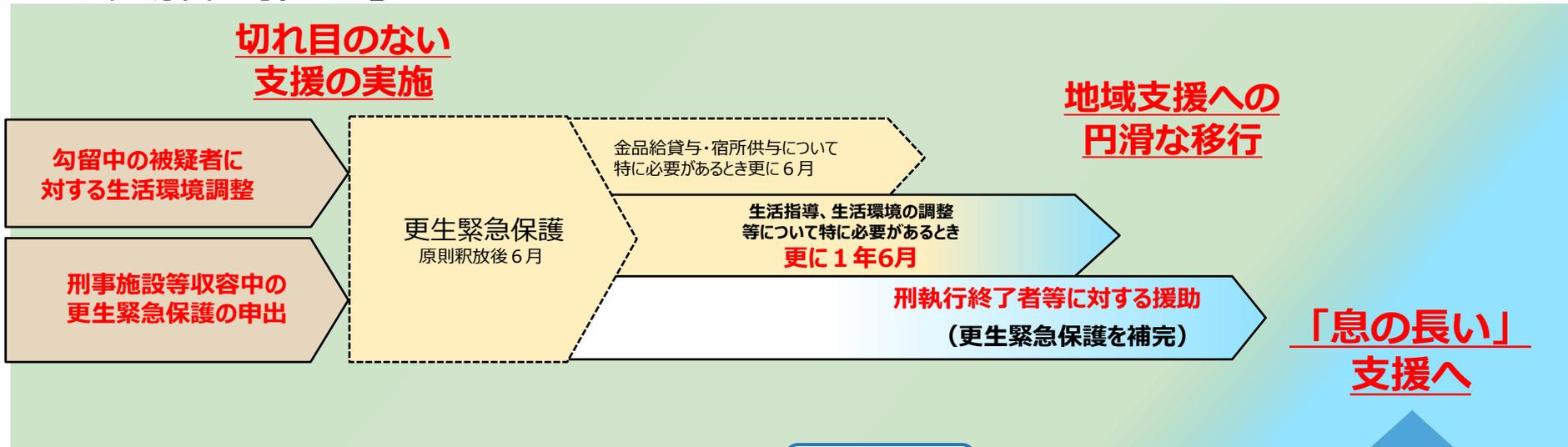
更生緊急保護の概要

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察対象者のうち、住居、食事、医療等を得ることができないため改善更生が妨げられるおそれがあり、公共の衛生福祉に関する機関等による必要な保護を受けられない人	保護観察期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・金品の給貸与 ・宿泊場所の供与 ・医療及び療養の援助 ・帰住の援助 ・就労支援・職業訓練 ・薬物依存等からの回復支援 ・社会生活に適応するために必要な生活指導等
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、そのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人 (矯正施設収容中も申出可能)	原則として6か月 ※例外的に、金品の給貸与・宿泊場所の供与について、更に6か月を超えない範囲で延長可能 ※金品の給貸与・宿泊場所の供与以外の措置については、更に1年6か月を超えない範囲で延長可能	
刑に執行終了者等	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑の執行や少年院送致の保護処分を終わった人 ②改善更生を図るため援助の必要があると認められた人 ③援助を受けることが意思に反しないことを確認できた人	援助の必要があると認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のうち、金品の給貸与、宿泊場所の供与以外の措置

※応急の救護等及び更生緊急保護の措置は、保護観察所長が行う場合のほか、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

改正後の更生保護法等に基づく更生緊急保護等

【改正更生保護法による刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進】



地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護

これからも更生保護への
ご理解とご協力をお願いいたします

